

特定非営利活動法人 食・支援ネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人食・支援ネットと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、品質上は問題ないが市場に出すことができなくなった物等、食品ロスとなりうる食品や生活物資を企業や生産者、市民から寄贈いただき、消費期限、賞味期限等、留意した上でそれらを必要としている各位に届ける活動を行う。また、食品ロス問題のみならず、貧困の問題や自然災害、紛争による被災者、障害や人種差異などの為、社会的弱者として問題を抱える方も個々が大切にされる社会を実現するために、行政・企業・学校・病院・市民・施設団体と協働し、お互いを尊重した共生をテーマに啓発活動を行う。これらの活動を通じ誰もが安心した生活ができ幸せを感じられる社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フードパンtry事業
- (2) フードドライブ事業
- (3) 食に関連した防災から災害発生時の総合的支援事業
- (4) お互いを尊重した共生をテーマにする啓発活動事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 正会員 | 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 |
| (2) サポート会員 | 当法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体 |

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類、定数)

第13条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、2人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。

(職務権限)

第 15 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 一方の理事長が欠員した場合、他方の理事長がその職務を代行する。

3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

4 理事は、理事会を構成し、当法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 役員のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(役員の報酬)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別)

第 20 条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他当法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織等に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長のうち一人がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的

方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定において表決した理事は、第 35 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分、管理)

第 40 条 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

- 2 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 当法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 当法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 当法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 50 条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 雜則

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 栗城昭司

理事長 大谷洋介

副理事長 小川牧子

理事 小林秋子

監事 乘物美江子

3 当法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 当法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 当法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人 0 円	団体 0 円
-----	--------	--------

サポート会員	個人 0 円	団体 0 円
--------	--------	--------

(2) 年会費

正会員	個人 3,000 円	団体 10,000 円
-----	------------	-------------

サポート会員	個人 1 口 1,000 円 (1 口以上)	団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)
--------	------------------------	-------------------------

(設立認証申請用)

役員名簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン ショク・シエンネット
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 食・支援ネット

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	クリキ ショウジ 栗城 昭司		有り	理事長
理事	オオタニ ヨウスケ 大谷 洋介		無し	理事長
理事	オガワ マキコ 小川 牧子		無し	副理事長
理事	コバヤシ アキコ 小林 秋子		無し	
監事	ノリモノ ミエコ 乗物 美江子		無し	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇ 親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）
(※)も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

(※)三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設立趣旨書

2018 年度の厚生労働省調査によると、日本の 17 歳以下の子どもの相対的貧困率は 13.5% で、実に 7 人に 1 人が相対的貧困の状態にあるとされている。しかし相対的貧困状態にある人は、そのことを自覚していても周囲の目を気にして支援を求めないことが多く、貧困の実態は見え難い為、実際にはこの数値を上回る可能性が高いと考えられる。更に 2020 年以降はコロナによる派遣労働者の失業や収入の減少、欧米の金融政策やロシアのウクライナ進行に伴う物価高騰が追い打ちをかけ、相対的貧困状態にある生活困窮者の数は日々増加傾向にある。

また、相対的貧困状態にある生活困窮者の中には、多くの人と異なる特徴を持っているため社会からの十分な理解を得られない LGBT ほか、移民や人種・国籍の違い、障がい者、災害被災者といった苦しい思いを強いられてきた社会的少数派の人々も社会的弱者に含まれる。

国際連合の目指す持続可能な開発目標（SDGs）の主要課題には、食品ロスの削減および貧困問題の解決が掲げられている。令和二年度の消費者庁による調査では日本の食品ロスは、522 万トンにもなる。これは日本にいる 1 億 2622 万人の一日一個分のおにぎりの量に相当する。ちなみに、国際連合の国際食糧計画が世界の生活困窮者に支給する年間援助量は約 420 万トンである。つまり日本では国際連合の年間援助量を超える量を破棄しているといえ、貧困者や社会的弱者への適切な支援による解決が行われているとは到底考えられない。

弊会は、食品ロスの問題のみならず貧困問題、障がい、人種差異に拘わらずお互いを尊重する社会を実現する共生をテーマに、行政・企業・学校・病院・市民・施設団体と協働し、啓発活動を行う。同時に、社会的弱者の自立を目的とした教育・療育・福祉事業と当事者の相互理解の為、研修及び相談支援・情報提供並びに交流促進活動を行う。

フードロスや貧困問題の解決、多様性を当たり前として生かしあえる心豊かな社会の実現をミッションとする私達の活動は、地域の活性化に寄与する一つの仕組みとして定着し、長期にわたり持続可能なものにしていく。

それを実現するために、社会的信用を得て、企業・行政等との連携を密にしていく必要があると考え、特定非営利活動法人を設立する。

令和 6 年 2 月 15 日
特定非営利活動法人 食・支援ネット
設立代表者 栗城昭司

令和6年度事業計画書
特定非営利活動法人 食・支援ネット

1 事業活動方針

法人設立を機に、食品ロスや貧困問題の解決と、自然災害や紛争による被災者支援、障害や人種差異を無くしあわせ尊重した社会を実現するために、必要とする食料や各種支援物質を安定的に確保し提供するとともに、教育・療育セミナーで障害や人種差異等を無くすための啓蒙活動を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① フードパントリー事業

ア 定期的に行うフードパントリー活動

- ・内 容 食品・日用品等を生活困窮者等に提供する。
- ・日 時 毎月2回
- ・場 所 横浜市内、川崎市内
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 生活困窮者の者 150人
- ・支出見込額 250,000円

イ 緊急時に行うフードパントリー活動

- ・内 容 定期的に行うフードパントリー以外に、緊急な食支援が必要な場合に隨時食品・日用品等を提供する。
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 生活困窮者の者
- ・支出見込額 50,000円

② フードドライブ事業

ア 定期的に行うフードドライブ活動

- ・内 容 家庭や職場等で余っている食料品の提供を呼びかけ受け取る。
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 横浜、川崎市の一般市民
- ・支出見込額 300,000円

③ 食に関連した防災から災害発生時の総合的支援事業

ア 自然災害や紛争による被災者への支援活動

- ・内 容 自然災害や天災・人災による被災者、避難民の支援。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 神奈川県内の被災者
- ・支出見込額 0円

④ お互いを尊重した共生をテーマにする啓発活動事業

ア 教育・療育セミナーの開催

- ・内 容 ABAに関するセミナーを実施
- ・日 時 隨時
- ・場 所 ZOOM開催
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 教育・療育セミナーに関心が有るもの者 120人
- ・支出見込額 250,000円

令和7年度事業計画書
特定非営利活動法人 食・支援ネット

1 事業活動方針

法人設立を機に、食品ロスや貧困問題の解決と、自然災害や紛争による被災者支援、障害や人種差異を無くしあわいを尊重した社会を実現するために、必要とする食料や各種支援物質を安定的に確保し提供するとともに、教育・療育セミナーで障害や人種差異等を無くすための啓蒙活動を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① フードパントリー事業

ア 定期的に行うフードパントリー活動

- ・内 容 食品・日用品等を生活困窮者等に提供する。
- ・日 時 毎月2回
- ・場 所 横浜市内、川崎市内
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 生活困窮者の者 150人
- ・支出見込額 300,000円

イ 緊急時に行うフードパントリー活動

- ・内 容 定期的に行うフードパントリー以外に、緊急な食支援が必要な場合に隨時食品・日用品等を提供する。
- ・日 時 随時
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 生活困窮者の者
- ・支出見込額 100,000円

② フードドライブ事業

ア 定期的に行うフードドライブ活動

- ・内 容 家庭や職場等で余っている食料品の提供を呼びかけ受け取る。
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 横浜、川崎市の一般市民
- ・支出見込額 400,000円

③ 食に関連した防災から災害発生時の総合的支援事業

ア 自然災害や紛争による被災者への支援活動

- ・内 容 自然災害や天災・人災による被災者、避難民の支援。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内
- ・従事者人員 15人
- ・受益対象者 神奈川県内の被災者
- ・支出見込額 0円

④ お互いを尊重した共生をテーマにする啓発活動事業

ア 教育・療育セミナーの開催

- ・内 容 ABAに関するセミナーを実施
- ・日 時 隨時
- ・場 所 ZOOM開催
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 教育・療育セミナーに関心が有るもの者 120人
- ・支出見込額 400,000円

活動予算書
成立の日から令和7年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 食・支援ネット

(単位:円)

項目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	33,000	
サポート会員受取会費	0	
受取会費計		33,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	120,000	
受取寄附金計		120,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	700,000	
受取助成金等計		700,000
4. 事業収益		
フードパンtry事業収益	50,000	
フードドライブ事業収益	50,000	
啓発活動事業収益	200,000	
事業収益計		300,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
その他収益計		0
経常収益計		1,153,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与	384,000	
法定福利費	38,400	
通勤費	24,000	
人件費計		446,400
(2) その他経費		
賃借料	120,000	
水道光熱費	0	
消耗品費	10,000	
備品購入費	50,000	
通信費	5,000	
支援品購入費	120,000	
印刷製本費	5,000	
会議費	5,000	
旅費交通費	20,000	
車両費	40,000	
諸会費	10,000	
リース料	0	
保険	10,000	
租税公課	2,500	
支払手数料	2,500	
雑費	3,600	
その他経費計		403,600
事業費計		850,000
2. 管理費		

活動予算書
成立の日から令和7年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 食・支援ネット

(単位:円)

科目	金額	
(1) 人件費		
役員報酬	60,000	
法定福利費	6,000	
福利厚生費	0	
人件費計	66,000	
(2) その他経費		
貸賃料	120,000	
会議費	100,000	
修繕費	0	
減価償却費	0	
諸会費	0	
租税公課	5,000	
その他経費計	225,000	
管理費計	291,000	
経常費用計		1,141,000
当期経常増減額		12,000
III 経常外収益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		0
経常外費用計		12,000
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		12,000

活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 食・支援ネット

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	160,000	
サポート会員受取会費	10,000	
受取会費計		170,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	120,000	
受取寄附金計		120,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	800,000	
受取助成金等計		800,000
4. 事業収益		
フードパントリー事業収益	50,000	
フードドライブ事業収益	50,000	
啓発活動事業収益	300,000	
事業収益計		400,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
その他収益計		0
経常収益計		1,490,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与	576,000	
法定福利費	57,600	
通勤費	120,000	
人件費計		753,600
(2) その他経費		
賃借料	120,000	
水道光熱費	0	
消耗品費	10,000	
備品購入費	40,000	
通信費	10,000	
支援品購入費	100,000	
印刷製本費	40,000	
会議費	5,000	
旅費交通費	20,000	
車両費	60,000	
諸会費	0	
リース料	0	
保険	10,000	
租税公課	2,000	
支払手数料	20,000	
雑費	9,400	
その他経費計		446,400
事業費計		1,200,000
2. 管理費		

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 食・支援ネット

(単位:円)

科目	金額		
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
法定福利費	12,000		
福利厚生費	0		
人件費計		132,000	
(2) その他経費			
賃貸料	80,000		
会議費	60,000		
修繕費	0		
減価償却費	0		
諸会費	0		
租税公課	10,000		
その他経費計		150,000	
管理費計		282,000	
経常費用計			1,482,000
当期経常増減額			8,000
III 経常外収益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			8,000
当期正味財産増減額			12,000
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			20,000